

東京桑野会会則

令和7年6月28日改訂

東京桑野会

第一章 総則

- 第1条 本会は東京桑野会と称する。
- 第2条 本会は明治26年11月5日に設立され、東京都とその近郊に居住する福島県立安積中学校・安積高等学校に在学した者及び関係教職員並びに当会の趣旨に賛同する者で会長が認めた者をもって会員とし、会員相互の親睦と向上を図るとともに母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の住所は事務局代表である事務局長(幹事長)の事務所におく。
- 第4条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。
1. 会報その他出版物の発行
 2. 会員名簿の作成
 3. 各種懇談会の開催
 4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 組織

- 第5条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 副会長 15名以内
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 30名以内
 5. 幹事 各期毎若干名
 6. 会計監査 2名
- ただし117期以降は、各期男子1名以上、女子1名以上
- 第6条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
 - 3 幹事長及び副幹事長は会長の指示により会運営の事務を統括する。
 - 4 幹事は幹事長の指示により本会事業の企画運営にあたり、庶務会計の事務を処理する。
 - 5 会計監査は会計を監査する。
- 第7条 会長は総会において選出する。
- 2 副会長、幹事長、副幹事長、幹事及び会計監査は会長が委嘱する。
- 第8条 役員任期は2年とし再任を妨げない。
- 第9条 会長は総会の議を経て本会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。
- 第10条 名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応じる。
- 第11条 総会は毎年1回開催し会長が招集する。
- 2 会長が必要と認めたときは役員幹事会の議を経て臨時総会を招集することができる。
- 第12条 役員幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、会務運営の計画、立案及びその推進にあたる。
- 2 役員幹事会は会長が招集する。
- 第13条 役員代表者会議(以下、ボード会議と言う)は、会長及び幹事長並びに会長が指名する副会長の若干名によって組織される。
- 2 ボード会議は、役員幹事会並びに総会に提案すべき議案について事前に協議し、役員幹事会に建議する。
 - 3 ボード会議は、役員幹事会並びに総会に先立って必要に応じ、会長が招集する。
- 第14条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第三章 会計

- 第 15 条 本会の経費(事務経費を含む)は会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 2 会員は年会費としてそれぞれ1か年2,000円宛を拠出するものとする。
- 3 その他本会の運営に必要な経費があるときは、会長は役員幹事会の議を経てこれを定める。
- 4 会員は毎年会報の配布を受けることができる。ただし、3年以上継続して会費を納入していない会員は、会報の配布を受けることができない。
- 第 16 条 会計は役員幹事会の議を経て定時総会に報告し、その承認を受けることを要する。
- 第 17 条 本会則の改正は総会の決議を要する。
- 附 則 この会則の改訂は、令和7年6月28日より有効とする。